

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年3月17日

島根県知事 丸山 達也

1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和7年度地域を支える集落支援員応援研修運營業務委託
- (2) 入札案件の仕様書等 入札説明書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

2 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格

次の(1)から(8)までのすべての項目に該当することが必要である。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年間を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く）がないこと。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は、同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (7) 島根県内に本店を有しており、業務責任者並びに調査の業務に従事する者がいること。
- (8) 過去5カ年において、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）及び地方公共団体と本件委託業務と同内容の業務を履行した又は履行した実績を有すること。

4 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県地域振興部中山間地域・離島振興課中山間・離島振興係 服部

電話0852-22-5065

5 入札説明書の交付期間及び交付方法

本広告の日からから令和7年4月4日（金）までの土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定める休日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までの間、上記4の場所において交付する。
また、県ホームページにおいても閲覧及びダウンロード可能とする。

6 入札説明会

実施しない

7 入札参加資格確認に係る提出書類

- (1) 入札参加資格確認申請書
入札参加資格確認申請書に次の書類を添付し提出して、資格確認を受けること。
なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- ①誓約書
- ②委任状（入札に代理人を定める場合。入札前に入札会場での提出も可）
- ③履行実績を証明する書類として契約書、仕様書等の写し
- ④島根県税納税証明書（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し）
- ⑤税務署長が発行する「未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書」（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し）
- ⑥3の(7)に該当することが確認できる書類
（登記事項証明書（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し）、業務従事者一覧表（任意様式）等）

(2) 入札参加資格確認申請書提出方法

- ①入札参加資格確認申請書、添付書類の提出部数は、1部とする。
- ②提出期限までに郵送による提出又は持参する。
- ③資料作成等に要する費用は、提出者の負担とする。
- ④提出された書類は、返却しない。
- ⑤提出された書類は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

(3) 入札参加資格確認申請書及び添付書類の提出期限及び場所

提出期限：令和7年4月4日（金）午後5時00分まで

提出先：〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県地域振興部中山間地域・離島振興課中山間・離島振興係 担当：服部

電話0852-22-5065

8 入札参加資格確認結果

入札参加資格確認結果は、令和7年4月8日（火）午後5時15分までに通知する。

9 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時：令和7年4月16日（水）午後2時30分から

(2) 場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎6階602会議室

10 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

11 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

12 契約の手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 契約書作成の要否

要する。

14 契約保証金

契約手続きの100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

15 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

16 その他

- (1) 入札の制限
郵便、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札の取り止め又は延期
不正の入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により、当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがある。
- (3) 入札についての問い合わせ先
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県地域振興部中山間地域・離島振興課中山間・離島振興係 担当：服部
電話 0852-22-5065
- (4) その他
 - ① 島根県会計規則を承知のうえ、入札に参加すること。
 - ② 詳細は、入札説明書による。